

(1) 初動期における議員の役割

大規模地震発生後の初動期（発災直後～5日目）における議員の役割と対応は、次のとおりとする。

【正副議長】

議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。

交通の途絶又は規制により、公共交通機関や自家用車での登庁が困難と考えられる場合は、公用車（緊急通行車両の届出済）により登庁する。

議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。

情報の収集、伝達にあたる。

執行部（災害対策本部）からの情報を議員に伝達するとともに、議員からの情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。

代表者会議の開催に向けて、最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策（素案）を検討する。

【その他の議員】

速やかに「安否報告書」（様式1）等により事務局に安否を報告する。

議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。（同一又は隣接選挙区の議員とも連携する）

議員間で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、緊急を要する場合を除き、「情報伝達票」（様式2）により議長に連絡する。（事務局へFAX等）

常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。

【代表者会議】

地震発生の日から起算して5日目の午後1時から代表者会議を開催（自動招集）し、議会の対応を協議、決定する。